

# 令和4年度 京都府優良宿泊事業地域連携支援事業費補助金 募集要領

京都府では、地域の活性化を図るため、簡易宿所事業者及び住宅宿泊事業者が地域と連携して行う地域資源を生かした優良な取組に要する経費について補助金を交付します。

**申請受付期間：令和4年4月1日（金）から令和4年5月10日（火）まで**

## 1 補助対象者※

京都府内（京都市を除く。）において、

- ・旅館業法の許可を得た簡易宿所事業者
- ・住宅宿泊事業法第3条に基づく届出を行った住宅宿泊事業者（京都府認証優良住宅宿泊施設の認証を受けたものに限る。）

※ 過年度に、本事業による補助金の交付を受けたことのない事業者の申請を優先して採択する。

※ 地方公共団体等が設置、運営、管理委託等を行っている宿泊施設を除く。

## 2 補助対象事業

補助対象者が、その事業に供する施設の周辺の地域と連携し、宿泊客に対して「その地域ならではの」地域資源を体験する機会を提供する事業

### ① 地域の食材・産品、商店等の積極的な利用

（ア）地元工芸品等を客室等に設置する場合に要する経費

（イ）地元食材・産品等を展示又は販売するためのスペース設置に要する経費

### ② 観光客向けの体験プログラム等の造成PR等の充実強化

（ア）体験プログラム実施に係る用具等の購入に要する経費※

※ 汎用性の高い用具は、対象となりません。

（イ）宿泊者と地域住民との交流を図る機会の創出に要する経費（交流会開催経費）

（ウ）（ア）又は（イ）の取組に関するパンフレットなど広報資材作成に要する経費※

※ 印刷代は、対象となりません。

## 3 補助額等

補助率：補助対象経費の1/2以内

上限額：20万円

## 4 申請方法

### 1 申請書類等

#### (1) 応募時点（交付申請）

- ① 交付申請書「別記第2号様式」
- ② 見積書の写し等
- ③ 事業内容が分かる書類
- ④ 口座振替依頼書
- ⑤ その他知事が必要と認める書類

※ やむを得ない事由により、補助金の交付決定の前に事業を実施しようとする場合には、事前着手届「別記第1号様式」も提出してください。

#### (2) 事業変更時（変更等承認申請）

- ① 変更等承認申請書「別記第3号様式」
- ② 事業内容が分かる書類
- ③ 見積書の写し等
- ④ その他知事が必要と認める書類

#### (3) 事業完了時（実績報告）

- ① 実績報告書「別記第4号様式」
- ② 領収書の写し等
- ③ 事業内容が分かる書類
- ④ その他知事が必要と認める書類

特に「体験プログラム実施に係る用具等の購入に要する経費」（2②(ア)）について補助を受ける場合には、当該体験プログラムの実施状況や用具等の活用実績が分かるものを提出してください。

※ 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の額が確定した場合には、報告書「別記第5号様式」も提出してください。

※ 様式は、京都府商工労働観光部観光室のホームページからダウンロードいただけます。

※ その他、事業の内容や進捗に応じて必要な書類の提出をお願いすることがあります。

### 2 申請書類等の提出先

次の提出先に送付又は持参により提出してください。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府商工労働観光部観光室

※ 送付（郵送又はメール）の場合は、必ず事前に京都府商工労働観光部観光室に連絡ください。

京都府商工労働観光部観光室（TEL:075-414-4843）